

証券コード 150A
2026年6月5日
(電子提供措置の開始日 2026年6月1日)

株主各位

東京都中央区京橋一丁目1番5号
セントラルビル
株式会社 J S H
代表取締役 野口 和輝
会長兼社長

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般当社定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.jsh-japan.jp/ir/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、電磁的方法（インターネット等）又は書面（議決権行使書用紙）によって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、後述の「議決権行使方法のご案内」をご高覧いただき、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月23日（火曜日）午後1時
2. 場 所 東京都中央区日本橋3丁目6番2号
日本橋フロント6階 AP日本橋 ROOM C
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第10期（2025年4月1日～2026年3月31日）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第10期（2025年4月1日～2026年3月31日）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎当社は、法令及び定款第15条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主に交付する書面には記載しておりません。従いまして、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は、監査役が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類、計算書類及び会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類、計算書類の一部であります。
- 事業報告の以下の事項
- ・業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項
 - ・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- 連結計算書類の以下の事項
- ・連結株主資本等変動計算書
 - ・連結注記表
- 計算書類の以下の事項
- ・株主資本等変動計算書
 - ・個別注記表
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

書面による議決権行使



行使期限

2026年6月22日（月曜日）
午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使



行使期限

2026年6月22日（月曜日）
午後6時行使分まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

<https://evote.tr.mufg.jp/>

詳細は次頁をご覧ください

ご注意点

書面及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

株主総会への出席による議決権行使



開催日時

2026年6月23日（火曜日）午後1時

同封の議決権行使書用紙の右片を切り離さずにそのまま**会場受付**にご提出ください。代理人がご来場の場合は、議決権行使書の他、委任状が必要となります。なお、代理人は、当社の議決権を有する株主様1名に限らせていただきます。

各種感染症等への対応

- ・今後の状況により株主総会の運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

<https://www.jsh-japan.jp>

インターネットによる議決権行使のご案内



行使期限

2026年6月22日（月曜日）午後6時行使分まで

QRコードを読み取る方法

ログインID及び仮パスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることが出来ます。

- 1 お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

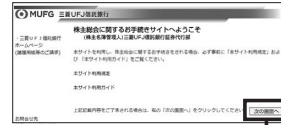


※ QRコードは株デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

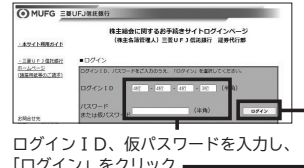
ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイトへ <https://evote.tr.mufg.jp/> にアクセスしてください。



「次の画面へ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」・「仮パスワード」をご入力ください。



ログインID、仮パスワードを入力し、「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使について、
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社は、現時点で生じている繰越利益剰余金の欠損を填補し、財務体質の健全化を図るとともに、株主の皆様への剰余金の配当や自己株式取得等の株主還元の早期実現に向け、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保し、中長期的な企業価値向上の実現に向け、株主利益の最大化を図ることを目的としております。

なお、本件による発行済株式総数及び純資産額に変更はなく、株主の皆様のご所有株式数や1株当たり純資産額に影響はありません。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の内容

(1) 減少する資本金の額

会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

① 減少する資本金の額

資本金	202,015,400円
-----	--------------

② 増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金	202,015,400円
----------	--------------

③ 減少後の資本金の額

資本金	1,000,000,000円
-----	----------------

なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、当該行使によって増加した資本金の額は減少の対象とならないため、減少後の資本金の額が当該金額とならない場合があります。

(2) 減少する資本準備金の額

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

① 減少する資本準備金の額	
資本準備金	892,015,400円
② 増加するその他資本剰余金の額	
その他資本剰余金	892,015,400円
③ 減少後の資本準備金の額	
資本準備金	250,000,000円

なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、当該行使によって増加した資本準備金の額は減少の対象とならないため、減少後の資本準備金の額が当該金額とならない場合があります。

(3) 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記(1)及び(2)の資本金及び資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の増加の効力発生を条件に、増加後のその他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替えることで、繰越利益剰余金の欠損を填補するものであります。

① 減少する剰余金の項目及びその額	
その他資本剰余金	356,679,183円
② 増加する剰余金の項目及びその額	
繰越利益剰余金	356,679,183円
③ 減少後の剰余金の残高	
その他資本剰余金	737,351,617円

3. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分が効力を生ずる日 2026年8月1日(予定)

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の今後の事業展開及び業容の拡大に備えるため、現行定款第2条（目的）に新たな事業項目を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力が発生するものとします。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p>第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 医療経営コンサルティング業務</p> <p>2.～23.（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>24. 健康食品、衛生用品、医薬部外品、化粧品、食料品および飲料品の販売、製造販売および輸出入</p> <p>25.～37.（条文省略）</p> <p>38. インターネットメディア事業</p> <p>（新設）</p> <p>39. 前各号に附帯関連する一切の業務</p>	<p>第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 医療経営コンサルティング業務</p> <p>2.～23.（現行どおり）</p> <p>24. <u>宿泊施設、別荘、保養所等に関する企画、運営支援、運営受託、清掃、設備管理、メンテナンス、リネン供給その他関連サービス業</u></p> <p>25.（現行の第24号を繰り下げ）</p> <p>以下、<u>26.～38.</u>（現行どおり）順次繰り下げ</p> <p>39.（現行の第38号を繰り下げ）</p> <p>40. <u>飲食物の製造、販売及び提供（店舗営業及び移動販売車による）</u></p> <p>41. 前各号に附帯関連する一切の業務</p>

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとしたします。

補欠監査役候補者は以下のとおりです。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
春田 泰徳 (1967年2月19日)	1989年4月 太田昭和監査法人(現・EY新日本有限責任監査法人)入所 1993年11月 税理士登録 1993年11月 春田公認会計士事務所 開設 所長就任(現任) 2009年8月 税理士法人春田会計設立 代表就任(現任)	—
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 春田泰徳氏は、長年にわたり公認会計士として独立して業務を行い、財務・会計に関する高度な専門性を有するだけでなく、経営全般に関する豊富な経験と幅広い見識を兼ね備えております。社外監査役に就任された場合、その職務を適切に遂行し、客観的な視点から当社の経営を監督・監査いただけるものと判断いたしました。		

- (注) 1. 春田 泰徳氏は補欠の社外監査役候補者でございます。
2. 候補者と当社との間には、現在、会計業務に関する顧問契約を締結しております。なお、同氏が監査役に就任した場合には、監査役としての独立性を確保するため、当該顧問契約を解約する予定であります。それ以外に、候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 春田 泰徳氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内で、株式会社が定めた額と最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とします。
4. 春田 泰徳氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結する予定です。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と

の間で締結し、被保険者が負担することになる損害及び費用を当該保険契約により填補することとしております。春田 泰徳氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境が改善するなかで経済活動の正常化が進み、景気は緩やかに回復しました。一方で、国際情勢の緊迫化や米国通商政策の動向、物価高騰の影響など、先行きの不透明感は依然として高い水準で推移しております。

このような状況のなか、当社は「人を通じて、喜びを作り、幸せを作る」を企業理念に掲げ、「地域を問わず全ての人が、心豊かに、能力や個性を発揮できる社会の実現」を目指すゴールとし、地域課題の解決や社会に対する有益な価値の創出に向け、「地方創生事業」および「在宅医療事業」を柱とした事業を展開しております。

「地方創生事業」では、「障がいの特性や職業能力等に関わらず、住み慣れた地域で仕事を通じて自己実現ができる社会の実現」に向け、地域における雇用創出および障がい者の雇用促進、職業能力の開発・向上支援に取り組む「障がい者雇用支援事業」に注力してまいりました。

「在宅医療事業」では、「持続可能な医療体制のもと、住み慣れた地域で社会的な生活を家族と共に営むことができる社会の実現」に向け、訪問看護サービスの提供による訪問診療支援を通じて医療機関等との連携を図り、在宅医療の拡大を推進してまいりました。

また、連結子会社であるショウタイム24株式会社では、テクノロジーを活用したソリューション提供を通じて、不動産業界の持続的成長と価値創出に寄与すべく、無人内見システムの提供を進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は4,740,202千円（前連結会計年度は売上高3,967,006千円）、営業損失は105,980千円（前連結会計年度は営業利益176,278千円）、経常損失は108,335千円（前連結会計年度は経常利益185,154千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は121,388千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益144,153千円）になりました。

報告セグメント別の業績の概況は、以下のとおりであります。

<地方創生事業>

わが国におきましては、少子高齢化による人口減少や東京一極集中等に伴う地方の過疎化が喫緊の課題であることから、当社は、地方創生への取り組みを推進し、地域を活性化させることで、全ての人が安心して生活できる環境を創出することが不可欠であると考えております。また、当社の主要事業である障がい者雇用支援事業を取り巻く環境につきましては、2023年3月の障害者雇用促進法施行令の改正により、民間企業における障がい者の法定雇用率が2024年4月に2.3%から2.5%へ引き上げられ、更に2026年7月には2.7%へ引き上げられます。また、企業におきましては、新たな価値向上策の一環として、全従業員が尊重され個々の能力を発揮できる環境整備が進められております。これらを踏まえ、当社は、地域との連携を深め、障がい者の雇用促進と職業能力の開発・向上を通じた共生社会の実現、および就労機会の拡充を図っております。

当連結会計年度の具体的な取り組みとしましては、農園利用企業に対し、障がい者の能力開発をサポートする体制を強化しました。ここでは在宅医療事業で培った専門的知見やノウハウを活用し、利用企業の多様なニーズに対応できる体制構築を進めております。また、九州における地域共生の旗艦拠点として、熊本市北区植木町に新築農園を建設し、2025年7月に「コルディアール熊本第一農園」および「コルディアール熊本第二農園」を開園いたしました。さらに、福岡県中間市、岡山市南区、東京都青梅市および足立区にも順次農園を開園した結果、当連結会計年度末時点の運営拠点は、9都道府県（北海道、東京都、岡山県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県）計26拠点となりました。このほか、地域活性化の新たな施策として「Re:Local（リロカル）」ブランドを立ち上げ、地域に根差した観光物産事業の展開も進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は3,205,411千円（前連結会計年度は売上高2,508,781千円）、セグメント利益は776,106千円（前連結会計年度はセグメント利益555,026千円）となりました。

<在宅医療事業>

わが国の医療環境につきましては、中長期的な人口構造の変化や医療ニーズの変容を見据え、医療機関の機能分化・連携を進める「地域医療構想」が推進されております。当社は、質の高い在宅医療・訪問看護サービスの提供体制を確保し、地域全体での連携を推進するこ

とが重要であると認識しております。

このような状況のなか、当社は、訪問診療の支援を通じた医療機関等との連携により、質の高い在宅医療・訪問看護サービスを提供し、地域共生社会の実現に取り組んでおります。

当連結会計年度は、中長期的な収益基盤の確立を見据えた積極的な出店戦略に基づき、新たに12事業所および14営業所の開設、10営業所の事業所化を行いました。この結果、当連結会計年度末における運営拠点は、14都道府県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、岡山県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県）にて訪問看護ステーション39事業所および8営業所の計47拠点となりました。また、地方創生事業とのセグメント間連携を深めるため、既存の地域ネットワークを活用した医療機関等とのリレーション強化を図ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は1,445,202千円（前連結会計年度は売上高1,454,615千円）、セグメント損失は196,087千円（前連結会計年度はセグメント利益164,516千円）となりました。

<その他>

その他におきましては、主にスマートロック等のIoTを活用した無人内見システムサービスを提供する連結子会社であるショウタイム24株式会社のIoTソリューションサービス事業で構成されております。同社では、事業拡大に向けた広告宣伝活動による新規顧客の獲得や人材採用等の先行投資を積極的に実施し、中期事業戦略の推進および組織体制の強化を図ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は112,506千円、セグメント損失は62,940千円となりました。

なお、ショウタイム24株式会社につきましては、当連結会計年度から損益計算書を連結しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度においては、総額727,947千円の設備投資（無形固定資産を含む。）を実施いたしました。

なお、資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額は含まれておりません。

主な内訳は、障がい者雇用支援事業における新築農園の建設費用及び新設農園の設備工事費用等であります。また、セグメント別の設備投資額は次のとおりであります。

セグメント	設備投資額（千円）
地方創生事業セグメント	685,676
在宅医療事業セグメント	22,099
そ の 他	5,772
全 社（共 通）	14,400
合 計	727,947

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は、新株予約権の行使による新株発行により、17,850千円の資金調達を行いました。また、新規農園の開園に伴う設備投資等の資金として、金融機関より借入金1,104,300千円の資金調達を行いました。

連結子会社であるショウタイム24株式会社は、2025年7月から2026年1月にかけて第三者割当増資により、非支配株主より33,000千円の資本の払込を受けております。

(4) 対処すべき課題

ア. 地方創生事業における障がい者雇用支援サービス利用企業の確保

地方創生事業の中軸をなす障がい者雇用支援事業において地方の障がい者の雇用を拡大するためには、より多くの企業の障がい者雇用を支援することが重要な課題であり、新たにサービスを利用する企業の確保に努めるとともに、既存のサービス利用企業のニーズをより一層汲み上げ、農園においてより多くの障がい者の就労を支援できるよう取り組んでまいります。

イ. 地方創生事業における障がい者雇用支援サービスの質的向上

地方に在住する障がい者の雇用創出を図るためには、より多くの企業（事業主）に当社サービスを利用してもらうことが必要であり、そのためには当社が運営する農園を利用する事業主が、障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）を遵守して、障がい者の職業能力の開発及び向上へ対応できることが求められます。

また、2023年4月17日に開催された第128回労働政策審議会（障害者雇用分科会）において障害者雇用ビジネス実施事業者の実態把握の取組として「把握した事例と課題等への対応に求められる望ましい取組のポイント（①～⑦）」が公表され、2023年6月12日に開催された第129回労働政策審議会（障害者雇用分科会）においては「障害者が活躍できる職場づくりのための望ましい取組のポイント（リーフレット）」が、2023年12月27日に開催された第130回労働政策審議会（障害者雇用分科会）においては「令和5年度における労働局・ハローワークによる指導・助言の実施事案の例（①～②）」が公表されていることを踏まえ、当社としては農園を利用する事業主が障害者雇用促進法のみならず障害者雇用分科会にて公表された課題を解決し、望ましい取組に沿った障がい者雇用に主体的に取り組めるよう、障がい者各自の障がい特性の把握や合理的配慮の提供、職業能力の開発、適正な雇用管理等の支援に取り組んでまいります。

ウ. 在宅医療事業における医療機関との連携

医療業界においては、少子高齢化による人口構造の変化、社会保障制度や医療制度の変化等により、長期入院患者の退院を促し、患者が居住している地域において医療サービスを受ける方向へ構造変化が生じております。

訪問看護を提供する事業所数は、2025年4月1日時点で全国に18,754事業所(注1.)ありますが、訪問看護の利用者数(医療保険)は2001年の48,872人から2023年には484,191人となり、2001年の約10倍にまで増加しております(注2.)。

上記の通り訪問看護に対する社会的な需要は年々高まっておりますが、当社は医療機関と

連携を図ることにより地域においてより質の高い在宅医療サービスを提供していくことを重要な課題と考え、医療機関からの信頼確保に努め、地域の医療機関との連携強化を図るとともに、医療機関が在宅医療への対応をスムーズに行えるよう、支援する能力を高めていく必要があると認識しております。

(注) 1. 一般社団法人全国訪問看護事業協会「令和7年度訪問看護ステーション数調査結果」より。

2. 第605回中央社会保険医療協議会総会資料より。

エ. 人材教育の強化

「人を通じて、喜びを作り、幸せを作る」という当社の企業理念を実践し、地方創生事業及び在宅医療事業において質の高いサービスを提供するために、人材育成の強化に取り組んでまいります。外部機関が開催する研修・セミナーへの参加、社内の研修・勉強会などのカリキュラムの充実を図ってまいります。

特に地方創生事業では、障がい者雇用支援事業従事者を対象に、精神疾患を抱える利用者に提供している訪問看護のノウハウを利用した社内の研修・勉強会などを行い、教育体制の充実を図ってまいります。

オ. 人材の確保

当社が在宅医療事業において十分な訪問診療サポートサービスを提供していくためには、サービス提供者である看護師等の人材の確保が重要な課題であると認識しております。一人でも多くの方が、住み慣れた家で生活が送れるようにサポートできる人材を確保してまいります。

他方、地方創生事業では、多岐にわたるサービスを提供しており、障がい者雇用を理解した人材等、各事業内容に造詣の深い人材の確保に努めてまいります。

人材の確保を図るため、雇用条件の改善にとどまらず、福利厚生の実等、働きやすい環境づくりに注力してまいります。

カ. 財務基盤の強化

当社は、財務基盤の安定性を維持しながら、様々な事業上の課題を解決するための事業資金を確保し、また、新たな事業価値創出のために機動的な資金調達を実行できるよう、内部留保の確保と株主還元の適切なバランスを模索していくことが、財務上の課題であると認識しております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 7 期 自2022年4月1日 至2023年3月31日	第 8 期 自2023年4月1日 至2024年3月31日	第 9 期 自2024年4月1日 至2025年3月31日	第 10 期 (当連結会計年度) 自2025年4月1日 至2026年3月31日
売 上 高 (千円)	—	—	3,967,006	4,740,202
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	—	—	185,154	△108,335
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	—	—	144,153	△121,388
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	—	—	25.67	△21.44
総 資 産 (千円)	—	—	2,982,602	3,790,391
純 資 産 (千円)	—	—	2,038,513	1,944,590
1株当たり純資産額 (円)	—	—	362.46	342.29

(注) 当社では、第9期より連結計算書類を作成しているため、第8期以前の各数値については記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 7 期 自2022年4月1日 至2023年3月31日	第 8 期 自2023年4月1日 至2024年3月31日	第 9 期 自2024年4月1日 至2025年3月31日	第 10 期 (当事業年度) 自2025年4月1日 至2026年3月31日
売 上 高 (千円)	2,967,671	3,482,000	3,968,006	4,651,750
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	160,762	194,798	194,496	△40,551
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	187,858	145,449	153,494	△78,063
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	41.25	31.29	27.33	△13.79
総 資 産 (千円)	1,993,094	2,539,631	2,936,239	3,795,077
純 資 産 (千円)	1,332,589	1,834,631	2,047,565	1,987,351
1株当たり純資産額 (円)	△258.78	334.63	364.07	350.74

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ショウタイム24株式会社	88,500千円	57.1%	IoTソリューションサービス事業

(7) 主要な事業内容

セグメント	主要な業務内容
地方創生事業セグメント	障がい者雇用支援事業
在宅医療事業セグメント	在宅医療事業

(8) 主要な事業所

① 当社

- イ 本社 東京本社 東京都中央区京橋一丁目1番5号セントラルビル
福岡本社 福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目15番20号NMF博多駅前ビル

ロ 農園

所在地	農園数	名称
宮崎県	6	コルディアール宮崎柳丸農園 等
福岡県	6	コルディアール久留米農園 等
長崎県	4	コルディアール高田農園 等
熊本県	3	コルディアール熊本第一農園 等
岡山県	2	コルディアール岡山農園 等
東京都	2	コルディアール東京足立農園 等
佐賀県	1	コルディアール佐賀農園
大分県	1	コルディアール大分農園
北海道	1	コルディアール札幌農園

ハ 訪問看護ステーション

所在地	事業所数 (() 内は営業所数)	名称
東京都	18 (7)	訪問看護ステーション コルディアール東陽町 等
大阪府	7 (1)	訪問看護ステーション コルディアール東大阪 等
埼玉県	3	訪問看護ステーション コルディアール南浦和 等
北海道	1	訪問看護ステーション コルディアール札幌
千葉県	1	訪問看護ステーション コルディアール松戸
神奈川県	1	訪問看護ステーション コルディアール川崎
兵庫県	1	訪問看護ステーション コルディアール西宮
岡山県	1	訪問看護ステーション コルディアール岡山
福岡県	1	訪問看護ステーション コルディアール札幌
佐賀県	1	訪問看護ステーション コルディアール佐賀
長崎県	1	訪問看護ステーション コルディアール長崎
熊本県	1	訪問看護ステーション コルディアール熊本
大分県	1	訪問看護ステーション コルディアール大分
宮崎県	1	訪問看護ステーション コルディアール宮崎

② 子会社

ショウタイム24株式会社	本社 東京都中央区京橋一丁目1番5号セントラルビル
--------------	---------------------------

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
579名 [62名]	91名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります(2026年3月31日時点)。
 2. 臨時従業員数は [] 内に1日8時間換算した人員数を外書で記載しております(従業員数に含む)。
 3. 派遣社員および出向社員は従業員数に含めていません。
 4. 従業員数に子会社の従業員数も含めています。

(10)主要な借入先

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	771,146千円
株式会社関西みらい銀行	130,300千円
日本生命保険相互会社	100,000千円
株式会社福岡銀行	33,332千円
株式会社商工組合中央金庫	18,200千円

(注) 企業集団の主要な借入先として、当社の借入先の状況を記載しております。

(11)剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、規律ある事業投資と環境変化に備えた経営基盤の構築、株主の皆様に対しての利益還元を経営の重要項目と位置付けておりますが、現在は成長過程にあると考えており、内部留保資金の充実を図り、訪問看護ステーションやコルディアール農園の新規開設や人員の拡充といった成長投資のための原資とすることで企業価値の向上を目指すことが株主の皆様に対する最大の利益還元につながると考えております。

そのため、当面の間は、事業拠点の拡大、優秀な人材の確保等のための必要資金として内部留保の充実を図る方針であります。

利益配分につきましては、業績や経営環境、内部留保の状況を見極めた上で、配当の実施を検討してまいります。また、機動的な資本政策の遂行などを目的として、自己株式の取得も適宜検討してまいります。

配当を行う場合には、年1回の期末配当を行うことを基本方針としており、決定機関は株主総会であります。また、当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 18,530,400株

(2) 発行済株式の総数 5,666,100株

(3) 株主数 1,711名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
野口和輝	1,976,000	34.87
ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合	979,600	17.28
ジャフコSV5スター投資事業有限責任組合	242,100	4.27
東京センチュリー株式会社	180,000	3.17
株式会社はじめカンパニー	170,000	3.00
速水 裕	110,800	1.95
Ariake Secondary Fund III LP	106,600	1.88
株式会社ホテル・アルファ・ワン事業本社	100,000	1.76
ホテル・アルファワン事業共同組合	100,000	1.76
株式会社ホテルアルファワン・ディベロップメント	100,000	1.76

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
新株予約権の数	280個 当社取締役 140個 当社社外取締役 140個	420個	140個	140個
保有人数				
当社取締役 (社外役員を除く)	1名	3名	1名	1名
当社社外取締役 (社外役員に限る)	1名	一名	一名	一名
当社監査役	一名	一名	一名	一名
新株予約権の目的である 株式の種類及び数	当社普通株式 56,000株 当社取締役 28,000株 当社社外取締役 28,000株	当社普通株式 84,000株	当社普通株式 28,000株	当社普通株式 28,000株
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払い込みを要しない	新株予約権と引換えに払い込みを要しない	新株予約権と引換えに払い込みを要しない	新株予約権と引換えに払い込みを要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	1個につき 85,000円 (注) 1、2	1個につき 85,000円 (注) 1、2	1個につき 85,000円 (注) 1、2	1個につき 85,000円 (注) 1、2
新株予約権の行使期間	2019年9月2日から 2027年8月31日まで	2019年12月1日から 2027年11月30日まで	2020年9月15日から 2028年9月13日まで	2021年4月18日から 2029年4月17日まで
新株予約権の主な行使条件	(注) 3	(注) 3	(注) 3	(注) 3

名 称	第6回 新株予約権
新株予約権の数	3個
保有人数	
当社取締役 (社外役員を除く)	一名
当社社外取締役 (社外役員に限る)	一名
当社監査役	2名
新株予約権の目的である 株式の種類及び数	当社普通株式 600株
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換 えに払い込みを要 しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	1個につき 85,000円 (注) 1、2
新株予約権の行使期間	2022年5月14日から 2030年5月13日まで
新株予約権の主な行使条件	(注) 3

(注) 1. 新株予約権の割当日後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(株式無償割当てを含む。取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。なお、「時価」とは、調整後の払込金額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出

し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の払込金額をもって時価とみなす。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

2. 2023年8月24日開催の取締役会決議により、2023年9月15日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
 新株予約権を引き受けた者は、権利行使時において、当社、当社の子会社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員もしくは社外協力者（顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社の子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者を意味する。）のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職など、当社が正当な理由であると認めた場合にはこの限りではない。その他の権利行使の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権総数引受契約書」に定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
野口和輝	代表取締役会長兼社長	
市川伸二	取締役 経営管理グループ本部長	
鎌田聖一	取締役 事業グループ本部長	
山田平和	取締役 マーケティング部担当	
北村充永	取締役 在宅医療事業本部担当	
濱西望	取締役 経営企画部担当	
矢野翔太郎	取締役 営業部担当	
津田和義	取締役	津田和義公認会計士・税理士事務所 代表 株式会社ブレイントラスト 代表取締役 ヒロセ通商株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社中山製鋼所 社外取締役（監査等委員） 大阪マツダ販売株式会社 社外取締役 ショウタイム24株式会社 社外取締役
江尻琴美 (戸籍名：鶴田琴美)	取締役	敬和総合法律事務所 パートナー リンカーズ株式会社 社外監査役 株式会社メイコー 社外監査役
北野幸治	常勤監査役	
中務正裕	監査役	弁護士法人中央総合法律事務所 代表・マネージングパートナー 浅香工業株式会社 社外取締役（監査等委員） 荒川化学工業株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社中山製鋼所 社外取締役 大阪マツダ販売株式会社 社外取締役
小田切豪	監査役	三宅・今井・池田法律事務所 パートナー 事業再生実務家協会 常議員

- (注) 1. 取締役津田和義氏及び江尻琴美氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 小田切豪氏は、中村基夫氏の監査役退任に伴い、新たに監査役に就任しました。
3. 監査役北野幸治氏、中務正裕氏及び小田切豪氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 当社は、津田和義氏、江尻琴美氏、北野幸治氏及び中務正裕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況	退任日
宮崎 洋 祐	取締役 総合企画担当		2025年8月31日
中村 基 夫	監査役	中村基夫公認会計士・税理士事務所 代表	2025年7月31日

(注) 中村基夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役でありました。

(3) 当事業年度末日の翌日以降における取締役の地位及び担当の異動

氏名	異動後	異動前	異動年月日
市川 伸 二	取締役 経営管理本部長	取締役 経営管理グループ本部長	2026年4月1日
鎌田 聖 一	取締役 東日本在宅医療事業本部長	取締役 事業グループ本部長	2026年4月1日
山田 平 和	取締役 地方創生事業本部長	取締役 マーケティング部担当	2026年4月1日
北村 充 永	取締役 西日本在宅医療事業本部長	取締役 在宅医療事業本部担当	2026年4月1日
矢野 翔太郎	取締役 営業本部長	取締役 営業部担当	2026年4月1日

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く。）及び監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

(5) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役である野口和輝氏、市川伸二氏、鎌田聖一氏、山田平和氏、北村充永氏、濱西望氏、矢野翔太郎氏、津田和義氏及び江尻琴美氏、監査役である北野幸治氏、中務正裕氏及び小田切豪氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。当該補償契約では、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、次に掲げる事項に該当する場合には補償の対象としないこととしております。

- ・当社が損害を賠償するとすれば被補償者である取締役及び監査役（以下「被補償者」という。）が当社に対して会社法第423条第1項の責任を負う場合には、損失のうち当該責任に係る部分
- ・被補償者がその職務を行うにつき悪意又は重過失があったことにより責任を負う場合には、損失の全部

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を填補することとしており、その保険料を当社が負担しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、次に掲げる事項に該当した場合には填補の対象としないこととしております。

- ・被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと
- ・犯罪行為、不正行為、詐欺行為、又は法令、規則もしくは取締役法規に違反することを認識しながら行った行為

(7) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア 当該方針の決定の方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2023年4月18日開催の取締役会において、決議しております。

イ 当該方針の内容の概要

月例の基本報酬（固定報酬）のみとし、個々の取締役の職務執行の実績及び役位・職責の水準等を考慮して決定する。

なお、各取締役の具体的な基本報酬の額については、取締役会決議に基づき代表取締役会長兼社長にその決定を委任する。取締役会は、当該権限が代表取締役会長兼社長によって適切に行使されるよう、委員の過半数が社外取締役で構成される報酬委員会に方針等を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役会長兼社長は、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、報酬諮問委員会の答申を尊重し、上記について決定するものとする。

また、当社の取締役報酬等については、企業業績、企業価値の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを基本方針とし、意欲を高め、適切な動機づけを可能とすると同時に、優秀な人材の確保、維持が可能となり、当社取締役に求められる役割と責任に見合った報酬水準となるよう設定する。業務執行から独立した社外取締役及び監査役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬（固定報酬）のみを支払うこととする。

② 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当事業年度においては、2025年6月24日開催の取締役会にて、報酬委員会からの答申を尊重し、代表取締役会長兼社長野口和輝氏に取締役の個人別の報酬額の具体的な内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、具体的な個々の取締役に対する報酬額の算定であり、この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役会長兼社長が最も適していると判断したためであります。当該権限が代表取締役会長兼社長野口和輝氏によって適切に行使されるよう、上記の決定方針に従って各取締役の報酬額を算出しております。

また、監査役の報酬は経営に対する独立性・客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は監査役の協議によって決定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数（人）	報酬等の総額（千円）
取 締 役 （うち社外取締役）	10 （2）	196,460 （18,000）
監 査 役 （うち社外監査役）	4 （4）	23,100 （23,100）
合 計	14	219,560

- （注） 1. 取締役の報酬等の額は、2018年6月27日開催の定時株主総会において年額240,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は2名）です。
2. 監査役の報酬等の額は、2018年6月27日開催の定時株主総会において年額36,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。
3. 当事業年度に係る取締役会の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
 取締役の個人別報酬については、取締役会より委任を受け、代表取締役社長が決定方針に従って決定しております。内容を決定するにあたり、事前に報酬委員会にて決定方針との整合性を含めた多角的な審議検討を行っております。取締役会は基本的にその答申を尊重しており、当該個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。
4. 取締役及び監査役の報酬等の総額には、取締役及び監査役を辞任した各1名の報酬を含んでおります。

(8) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況

地 位	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
取 締 役	津 田 和 義	津田和義公認会計士・税理士事務所 代表 株式会社ブレイントラスト 代表取締役 ヒロセ通商株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社中山製鋼所 社外取締役（監査等委員） 大阪マツダ販売株式会社 社外取締役 ショウタイム24株式会社 社外取締役	特別の関係はありません。
取 締 役	江 尻 琴 美 (戸籍名：鶴田琴美)	敬和総合法律事務所 パートナー リンカーズ株式会社 社外監査役 株式会社メイコー 社外監査役	特別の関係はありません。
監 査 役	中 務 正 裕	弁護士法人中央総合法律事務所 代表・マネージングパートナー 浅香工業株式会社 社外取締役（監査等委員） 荒川化学工業株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社中山製鋼所 社外取締役 大阪マツダ販売株式会社 社外取締役	特別の関係はありません。
監 査 役	小 田 切 豪	三宅・今井・池田法律事務所 パートナー 事業再生実務家協会 常議員	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	活動状況
取 締 役	津 田 和 義	当事業年度開催の取締役会には14回中14回出席し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有した立場での発言を行った上で、議決権を行使しております。(公認会計士及び税理士資格保有)
取 締 役	江 尻 琴 美 (戸籍名：鶴田琴美)	当事業年度開催の取締役会には14回中14回出席し、弁護士としての豊富な経験と知識から、企業法務に関する幅広い知見をもって発言を行った上で、議決権を行使しております。
監 査 役	北 野 幸 治	当事業年度開催の取締役会には14回中14回出席、監査役会には16回中16回出席し、独立かつ中立の視点から当社の経営上有用な発言を行っております。
監 査 役	中 務 正 裕	当事業年度開催の取締役会には14回中14回出席、監査役会には16回中16回出席し、弁護士としての専門的知見と豊富な経験に基づき、独立かつ中立の視点から必要な発言を行っております。
監 査 役	小 田 切 豪	当事業年度、その就任期間に開催された取締役会には8回中8回出席、監査役会には8回中8回出席し、弁護士としての専門的知見と豊富な経験に基づき、独立かつ中立の視点から必要な発言を行っております。
監 査 役	中 村 基 夫	当事業年度、その辞任時まで開催された取締役会には6回中6回出席、監査役会には8回中8回出席し、公認会計士としての専門的知見と豊富な経験に基づき、独立かつ中立の視点から必要な発言を行っております。

③ 当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

1名 4,200千円

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 2025年6月24日開催の第9期定時株主総会において、新たにEY新日本有限責任監査法人が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった有限責任 あずさ監査法人は退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33,200千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,900千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積もりの算出根拠等について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社の連結子会社であるショウタイム24株式会社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、財務調査等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任及び企業倫理を尊重する行動ができるように、コンプライアンスに関する規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス委員会が中心となって当社の各部門と連携し、当社のコンプライアンスに関する取り組みを推進します。
 - ② 法令及び定款に反する行為を早期発見し是正することを目的として、内部通報窓口及び相談窓口を設け、内部通報制度を整備します。
 - ③ 代表取締役社長直轄の内部監査室を設けます。内部監査室は「内部監査規程」に基づき、当社の内部統制システムに関する監査を実施し、代表取締役社長に報告するとと

- もに、取締役会及び監査役会に報告します。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、「取締役会規程」「稟議規程」「機密文書管理規程」、その他の社内規程に基づき閲覧可能な状態で保存・管理します。
 3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理委員会を設置し、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、リスクを最小限に抑える体制を構築します。
 - ② リスク管理を円滑にするために、「リスク管理規程」を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定めます。
 4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役の職務権限を明確にするとともに、職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定及び業務執行の監督を行います。取締役会において付議すべき重要事項については「取締役会規程」及び「職務権限規程」に規定した事項とします。
 - ② 取締役会の任意の諮問機関として、取締役会が選定した3名以上の取締役からなる委員で構成し、その過半数を独立社外取締役で構成される報酬委員会を設置し、取締役の報酬等の決定に係る公平性、透明性及び客観性を確保します。
 - ③ 取締役会の決定に基づく業務執行については「組織規程」及び「業務分掌規程」に基づき、これを明確にし、効率的な執行体制を整備します。
 5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社は「関係会社管理規程」を定め、子会社における業務の円滑化と管理の適正化を求めます。
 - ② 当社の取締役又は使用人が子会社の取締役を兼務することで、子会社の取締役等の職務執行の監督を行うとともに、当社に重要事項の報告及び承認を義務付けます。
 - ③ 子会社のリスクに関する事項は、当社のリスクに関する管理体制を活用します。
 - ④ 当社の内部監査室は、「内部監査規程」等に基づき監査を実施し、監査結果を代表取締役社長、取締役会及び監査役会に報告します。
 6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 取締役会は、監査役会と必要に応じて協議を行い、監査役の職務を補助する使用人を任命及び配置することができるものとします。
 - ② 監査補助者は、取締役からの独立性を確保するものとする。
 - ③ 監査役補助者は、監査役の指揮命令に従うものとします。
7. 当会社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査役は、当会社の取締役会のほか業務執行の重要な会議へ出席するとともに関係書類の閲覧を行える体制を整備します。
 - ② 当会社の取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、当会社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実を監査役に報告し、不正行為や法令並びに定款違反行為を認知した場合も速やかに監査役に報告します。
 - ③ 子会社の取締役及び使用人は、当会社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。
 - ④ 子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当会社及び子会社に著しい損失を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに当会社の取締役へ報告を行い、取締役は監査役に報告を行います。
 - ⑤ 当会社は、当会社及び子会社の取締役及び使用人が、監査役に前号の報告を行ったことを理由として、当会社及び子会社において不利益な取扱いを受けないことを保証します。
8. 当会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当会社は、監査役職務の執行により生ずる費用等について、費用の前払等の請求を受けたとき、監査に係る緊急又は臨時に支出した費用又は債務が発生したときは、明らかに監査役職務の職務に関係しないと認められるものが含まれる場合を除き、請求に基づき速やかに支払手続を行います。
9. その他当会社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通を図ります。
 - ② 取締役は、監査役職務の適切な遂行のため、監査役と各事業本部の執行役員及び従業員の意思疎通、情報の収集・交換が行える体制を整備します。

- ③ 監査役は、適時に会計監査人又は内部監査室と会合を行い、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人又は内部監査室に報告を求める体制を整備します。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を維持するため、経理業務に関する諸規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制システムを整備し、継続的に必要な是正を行います。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とします。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備します。

(注) 内部統制システム整備の基本方針は、2026年4月14日の4月度定例取締役会にて改定が承認されました。5. ②は、当社は「関係会社管理規程」に基づき、子会社における重要事項について報告を受け、必要に応じて当社の承認を義務付けますと改定しました。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前述の内部統制システムの整備を行い、業務の適正を確保するための体制を構築し、内部統制システムを運用しております。また、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクについて検討し、必要に応じて、社内規程並びに個々の業務及び業務フローの見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させるように努めております。

監査役は重要会議への出席、稟議書の閲覧、代表者及び管理職者との意見交換等並びに内部監査室との連携を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関する事項を監視できる体制を整備しております。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。  
また、比率及び1株当たりの数値は、表示単位未満を四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目                | 金 額              |
|-----------------|------------------|--------------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>      |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,695,050</b> | <b>流動負債</b>        | <b>787,977</b>   |
| 現金及び預金          | 884,610          | 買掛金                | 6,206            |
| 売掛金及び契約資産       | 698,405          | 短期借入金              | 100,000          |
| 商品              | 2,304            | 1年内返済予定の長期借入金      | 186,594          |
| 貯蔵品             | 46               | リース債務              | 73,726           |
| 前払費用            | 99,826           | 未払金                | 109,874          |
| その他             | 10,259           | 未払費用               | 186,515          |
| 貸倒引当金           | △402             | 未払法人税等             | 33,291           |
|                 |                  | 契約負債               | 4,237            |
| <b>固定資産</b>     | <b>2,095,341</b> | 前受金                | 104              |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>1,755,061</b> | 預り金                | 51,614           |
| 建物及び構築物         | 1,205,482        | 資産除去債務             | 8,983            |
| 車両運搬具           | 1,377            | その他                | 26,829           |
| 工具、器具及び備品       | 282,434          | <b>固定負債</b>        | <b>1,057,824</b> |
| 土地              | 30,937           | 長期借入金              | 790,884          |
| リース資産           | 234,830          | リース債務              | 184,464          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>42,715</b>    | 退職給付に係る負債          | 23,124           |
| のれん             | 37,260           | 資産除去債務             | 59,162           |
| その他             | 5,455            | その他                | 189              |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>297,565</b>   | <b>負債合計</b>        | <b>1,845,801</b> |
| 投資有価証券          | 1,851            | <b>(純資産の部)</b>     |                  |
| 繰延税金資産          | 60,415           | <b>株主資本</b>        | <b>1,937,490</b> |
| 差入保証金           | 211,642          | 資本金                | 1,202,015        |
| 長期貸付金           | 2,612            | 資本剰余金              | 1,144,821        |
| その他             | 21,927           | 利益剰余金              | △409,345         |
| 貸倒引当金           | △884             | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>1,958</b>     |
|                 |                  | 退職給付に係る調整累計額       | 1,958            |
|                 |                  | <b>非支配株主持分</b>     | <b>5,141</b>     |
| <b>資産合計</b>     | <b>3,790,391</b> | <b>純資産合計</b>       | <b>1,944,590</b> |
|                 |                  | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>3,790,391</b> |

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てております。)

# 連結損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                | 金 額    |           |
|--------------------|--------|-----------|
| 売上高                |        | 4,740,202 |
| 売上原価               |        | 3,318,548 |
| 売上総利益              |        | 1,421,654 |
| 販売費及び一般管理費         |        | 1,527,635 |
| 営業損失(△)            |        | △105,980  |
| 営業外収益              |        |           |
| 受取利息               | 1,685  |           |
| 補助金収入              | 5,813  |           |
| 受取手数料              | 5,122  |           |
| 受取賃貸料              | 1,735  |           |
| その他                | 1,338  | 15,694    |
| 営業外費用              |        |           |
| 支払利息               | 14,843 |           |
| 支払手数料              | 3,020  |           |
| その他                | 185    | 18,048    |
| 経常損失(△)            |        | △108,335  |
| 特別損失               |        |           |
| 減損損失               | 17,676 | 17,676    |
| 税金等調整前当期純損失(△)     |        | △126,012  |
| 法人税、住民税及び事業税       | 29,735 |           |
| 法人税等調整額            | △9,305 | 20,429    |
| 当期純損失(△)           |        | △146,441  |
| 非支配株主に帰属する当期純損失(△) |        | △25,053   |
| 親会社株主に帰属する当期純損失(△) |        | △121,388  |

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てております。)

# 連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本   |           |          |           |
|--------------------------|-----------|-----------|----------|-----------|
|                          | 資本金       | 資本剰余金     | 利益剰余金    | 株主資本合計    |
| 当期首残高                    | 1,193,090 | 1,133,090 | △287,957 | 2,038,223 |
| 当期変動額                    |           |           |          |           |
| 新株の発行                    | 8,925     | 8,925     | —        | 17,850    |
| 連結子会社の増資による<br>持分の増減     | —         | 2,805     | —        | 2,805     |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失 (△)  | —         | —         | △121,388 | △121,388  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) | —         | —         | —        | —         |
| 当期変動額合計                  | 8,925     | 11,730    | △121,388 | △100,732  |
| 当期末残高                    | 1,202,015 | 1,144,821 | △409,345 | 1,937,490 |

|                          | その他の包括利益<br>累計額  | 非支配株主持分 | 純資産合計     |
|--------------------------|------------------|---------|-----------|
|                          | 退職給付に係る<br>調整累計額 |         |           |
| 当期首残高                    | 289              | —       | 2,038,513 |
| 当期変動額                    |                  |         |           |
| 新株の発行                    | —                | —       | 17,850    |
| 連結子会社の増資による<br>持分の増減     | —                | —       | 2,805     |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失 (△)  | —                | —       | △121,388  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) | 1,668            | 5,141   | 6,809     |
| 当期変動額合計                  | 1,668            | 5,141   | △93,923   |
| 当期末残高                    | 1,958            | 5,141   | 1,944,590 |

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てております。)

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 ショウタイム24株式会社

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

ショウタイム24株式会社の決算日は4月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、2026年1月31日に実施した仮決算に基づいております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

##### ロ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……最終仕入原価法

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### イ 有形固定資産（リース資産を除く）

建物、建物附属設備及び構築物については定額法、その他については定率法を採用しております。

##### ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

##### ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積もり、当該期間（5年）に渡り均等に償却しております。

⑥ 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ 地方創生事業

主に障がい者雇用支援サービスに伴う人材紹介業務及び定着支援のためのサポート業務を提供しております。人材紹介業務に関しては、紹介者の入社日時点において、当社の履行義務が充足されると判断していることから、入社日時点において一時点で収益を認識しております。定着支援のためのサポート業務に関しては、顧客との契約期間の経過に応じて当社の履行義務が充足されると判断していることから、顧客との契約期間の経過に応じて収益を認識しております。

ロ 在宅医療事業

主に精神疾患を有する利用者に対して在宅医療サービスを提供しております。サービスが完了した時点において、当社の履行義務が充足されると判断していることから、サービス完了時点において一時点で収益を認識しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「受取賃貸料」は1,326千円であります。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 60,415千円（繰延税金負債との相殺前の金額は、76,470千円であります。）

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

将来の事業計画及び経営環境等から予測される課税所得の見積りに基づいて、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると判断したものについて認識しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎としており、当該事業計画作成上の主要な仮定は、売上高成長率及び営業利益率であります。なお、将来の課税所得の見積りにあたっては、将来の事業計画に加え、過年度の業績計画の達成状況等を勘案して、作成しております。

③ 識別した項目に係る重要な会計上の見積りが当連結会計年度の翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。

#### 4. 未適用の会計基準等に関する注記

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

##### (1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別計算書類に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

##### (2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

##### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

#### 5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 630,154千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

## 6. 連結損益計算書に関する注記

### 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 用途                         | 場所                                     | 種類        | 減損損失（千円） |
|----------------------------|----------------------------------------|-----------|----------|
| 訪問看護記録システム<br>（在宅医療事業共用資産） | 訪問看護ステーション<br>コルディアール東陽町他<br>（東京都江東区他） | ソフトウェア    | 17,000千円 |
| 事業所設備                      | 訪問看護ステーション<br>コルディアール札幌<br>（札幌市白石区）    | 工具、器具及び備品 | 676千円    |

当該資産グループの将来キャッシュ・フローを慎重に検討した結果、固定資産の帳簿価額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

回収可能価額は使用価値により測定しており、当該使用価値は将来キャッシュ・フローに基づき算定しております。なお、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、使用価値はゼロとして評価しております。

資産のグルーピングについては、原則としてキャッシュ・フローを生み出す最小単位である各事業所・各農園を基本とし、継続的な収支の把握が可能な単位で区分しております。

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

| 株式の種類   | 当連結会計年度期首 | 増加     | 減少 | 当連結会計年度末  |
|---------|-----------|--------|----|-----------|
| 普通株式(株) | 5,624,100 | 42,000 | —  | 5,666,100 |

(変動事由の概要)

普通株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

ストック・オプションの権利行使による増加 42,000株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度末の株式引受権に係る株式の種類及び総数

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 258,800株

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用調達計画に照らして、必要な資金を主に銀行等金融機関からの借入や新株発行等により調達しております。

一時的な余資は主に流動性が高く安全性の高い金融資産で運用しており、デリバティブ、投機的な取引は行っておりません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。当該信用リスクに関しては、取引ごとの期日管理及び残高管理を行ってリスク低減を図っております。

また、その他金銭債権である差入保証金は、主に事務所の賃貸契約における保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、取引開始時に差入先の信用判定を行い、契約更新時等に信用状況を把握するようにしております。

未払金は1年内の支払期日であります。借入金は主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。未払金、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、流動性リスクに晒されておりますが、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り表を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません(注1)を参照ください。)

|           | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|-----------|--------------------|------------|------------|
| 差入保証金     | 211,642            | 178,511    | △33,131    |
| 資産計       | 211,642            | 178,511    | △33,131    |
| 長期借入金(※2) | 977,478            | 975,362    | △2,115     |
| リース債務(※2) | 258,190            | 257,250    | △940       |
| 負債計       | 1,235,668          | 1,232,612  | △3,055     |

(※1) 「現金及び預金」「売掛金及び契約資産」「買掛金」「短期借入金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 長期借入金及びリース債務には、1年内に期限の到来する金額を含めております。

(注1) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

| 区分    | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) |
|-------|--------------------|
| 非上場株式 | 1,851              |

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

|           | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|-----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金    | 880,092      | —                   | —                    | —            |
| 売掛金及び契約資産 | 698,405      | —                   | —                    | —            |
| 差入保証金     | —            | —                   | —                    | 211,642      |
| 合計        | 1,578,498    | —                   | —                    | 211,642      |

## (注3) 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金 | 186,594      | 191,604             | 187,646             | 183,660             | 124,534             | 103,440     |
| リース債務 | 73,726       | 66,621              | 60,789              | 44,177              | 12,876              | —           |
| 合計    | 260,320      | 258,225             | 248,435             | 227,837             | 137,410             | 103,440     |

## (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

## ② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

| 区分    | 時価(千円) |           |      |           |
|-------|--------|-----------|------|-----------|
|       | レベル1   | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 差入保証金 | —      | 178,511   | —    | 178,511   |
| 資産計   | —      | 178,511   | —    | 178,511   |
| 長期借入金 | —      | 975,362   | —    | 975,362   |
| リース債務 | —      | 257,250   | —    | 257,250   |
| 負債計   | —      | 1,232,612 | —    | 1,232,612 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 差入保証金

差入保証金の時価は、約定期間等に基づき算定した将来キャッシュ・フローを、約定期間に対応した国債の利回りに与信管理上の信用リスクを加味した適切な利率を基に割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度における顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

|                       | 報告セグメント   |           |           | その他     | 調整額     | 合計        |
|-----------------------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|-----------|
|                       | 地方創生事業    | 在宅医療事業    | 計         |         |         |           |
| 障がい者雇用支援サービス          | 3,118,314 | —         | 3,118,314 | —       | —       | 3,118,314 |
| 在宅医療サービス              | —         | 1,439,138 | 1,439,138 | —       | —       | 1,439,138 |
| その他                   | 85,975    | 1,200     | 87,175    | 94,451  | —       | 181,627   |
| 顧客との契約から生じる収益         | 3,204,289 | 1,440,338 | 4,644,628 | 94,451  | —       | 4,739,080 |
| その他の収益                | 1,121     | —         | 1,121     | —       | —       | 1,121     |
| 外部顧客への売上高             | 3,205,411 | 1,440,338 | 4,645,750 | 94,451  | —       | 4,740,202 |
| セグメント間の内部売上高<br>又は振替高 | —         | 4,863     | 4,863     | 18,055  | △22,918 | —         |
| 計                     | 3,205,411 | 1,445,202 | 4,650,613 | 112,506 | △22,918 | 4,740,202 |

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、コンサルティング事業及びIoTソリューションサービス事業であります。

2. セグメント間の内部売上高又は振替高の調整額は、セグメント間取引消去であります。

3. 「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」に基づく不動産賃貸収入等であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑥ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|                     | 当連結会計年度 |
|---------------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 537,069 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 685,710 |
| 契約資産（期首残高）          | 4,984   |
| 契約資産（期末残高）          | 12,694  |
| 契約負債（期首残高）          | 586     |
| 契約負債（期末残高）          | 4,237   |

契約資産は、主に、在宅医療サービスにおける顧客との利用契約において、履行義務が充足された対価に対する未請求の権利に関するものであります。契約資産は、支払いに対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権へ振替えられます。契約負債は、主に、地方創生事業における観光物産サービスにおいて、サービスの提供前に顧客から受け取った対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は586千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額は重要性が乏しいため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

|               |         |
|---------------|---------|
| 1株当たり純資産額     | 342円29銭 |
| 1株当たり当期純損失（△） | △21円44銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>   |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,631,757</b> | <b>流動負債</b>     | <b>766,159</b>   |
| 現金及び預金          | 835,767          | 買掛金             | 4,426            |
| 売掛金及び契約資産       | 681,930          | 短期借入金           | 100,000          |
| 商貯蔵品            | 999              | 1年内返済予定の長期借入金   | 181,206          |
| 前払費用            | 46               | リース負債           | 73,726           |
| 前払費用            | 2,886            | 未払金             | 107,362          |
| 関係会社短期貸付金       | 98,471           | 未払法人税等          | 177,459          |
| その他の貸倒引当金       | 4,834            | 契約負債            | 32,825           |
|                 | 7,223            | 前受り             | 3,941            |
|                 | △402             | 預り              | 104              |
| <b>固定資産</b>     | <b>2,163,319</b> | 資産除去債           | 49,298           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>1,754,854</b> | 固定負債            | 8,983            |
| 建物              | 1,138,366        | 長期借入金           | 26,826           |
| 構築物             | 66,916           | リース負債           | <b>1,041,566</b> |
| 車両運搬具           | 1,377            | 退職給付引当金         | 771,772          |
| 工具、器具及び備品       | 282,426          | 資産除去債           | 184,464          |
| リース資産           | 30,937           | その他の            | 25,978           |
|                 | 234,830          |                 | 59,162           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>0</b>         |                 | 189              |
| 商標              | 0                | <b>負債合計</b>     | <b>1,807,725</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>408,465</b>   | <b>(純資産の部)</b>  |                  |
| 投資有価証券          | 1,851            | 株主資本            | <b>1,987,351</b> |
| 関係会社株           | 92,341           | 資本金             | <b>1,202,015</b> |
| 出資              | 10               | 資本剰余金           | <b>1,142,015</b> |
| 長期前払費用          | 18,908           | 資本準備金           | 1,142,015        |
| 繰延税金資産          | 61,311           | 利益剰余金           | <b>△356,679</b>  |
| 差入保証金           | 210,906          | その他利益剰余金        | △356,679         |
| 長期貸付金           | 2,444            | 繰越利益剰余金         | △356,679         |
| 関係会社長期貸付金       | 18,575           |                 |                  |
| 従業員に対する長期貸付金    | 117              | <b>純資産合計</b>    | <b>1,987,351</b> |
| 破産更生債権等         | 884              | <b>負債・純資産合計</b> | <b>3,795,077</b> |
| 貸倒引当金           | △884             |                 |                  |
| その他の            | 1,997            |                 |                  |
| <b>資産合計</b>     | <b>3,795,077</b> |                 |                  |

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てております。)

# 損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金      | 額         |
|--------------|--------|-----------|
| 売上高          |        | 4,651,750 |
| 売上原価         |        | 3,290,350 |
| 売上総利益        |        | 1,361,400 |
| 販売費及び一般管理費   |        | 1,398,873 |
| 営業損失(△)      |        | △37,473   |
| 営業外収益        |        |           |
| 受取利息         | 1,815  |           |
| 補助金収入        | 5,771  |           |
| 受取手数料        | 5,122  |           |
| 受取賃貸料        | 1,795  | 14,504    |
| 営業外費用        |        |           |
| 支払利息         | 14,377 |           |
| 支払手数料        | 3,020  |           |
| その他          | 185    | 17,582    |
| 経常損失(△)      |        | △40,551   |
| 特別損失         |        |           |
| 減損損失         | 17,676 | 17,676    |
| 税引前当期純損失(△)  |        | △58,227   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 29,141 |           |
| 法人税等調整額      | △9,305 | 19,835    |
| 当期純損失(△)     |        | △78,063   |

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てております。)

# 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

|          | 株主資本      |           |           |
|----------|-----------|-----------|-----------|
|          | 資本金       | 資本剰余金     |           |
|          |           | 資本準備金     | 資本剰余金合計   |
| 当期首残高    | 1,193,090 | 1,133,090 | 1,133,090 |
| 当期変動額    |           |           |           |
| 新株の発行    | 8,925     | 8,925     | 8,925     |
| 当期純損失(△) |           |           |           |
| 当期変動額合計  | 8,925     | 8,925     | 8,925     |
| 当期末残高    | 1,202,015 | 1,142,015 | 1,142,015 |

|          | 株主資本     |          |           | 純資産合計     |
|----------|----------|----------|-----------|-----------|
|          | 利益剰余金    |          | 株主資本合計    |           |
|          | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計  |           |           |
|          | 繰越利益剰余金  |          |           |           |
| 当期首残高    | △278,615 | △278,615 | 2,047,565 | 2,047,565 |
| 当期変動額    |          |          |           |           |
| 新株の発行    |          |          | 17,850    | 17,850    |
| 当期純損失(△) | △78,063  | △78,063  | △78,063   | △78,063   |
| 当期変動額合計  | △78,063  | △78,063  | △60,213   | △60,213   |
| 当期末残高    | △356,679 | △356,679 | 1,987,351 | 1,987,351 |

(記載金額は千円未満の端数を切り捨てております。)

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……最終仕入原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物、建物附属設備及び構築物については定額法、その他については定率法を採用しております。

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

##### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### ① 地方創生事業

主に障がい者雇用支援サービスに伴う人材紹介業務及び定着支援のためのサポート業務を提供しております。人材紹介業務に関しては、紹介者の入社日時点において、当社の履行義務が充足されると判断していることから、入社日時点において一時点で収益を認識しております。定着支援のためのサポート業務に関しては、顧客との契約期間の経過に応じて当社の履行義務が充足されると判断していることから、顧客との契約期間の経過に応じて収益を認識しております。

##### ② 在宅医療事業

主に精神疾患を有する利用者に対して在宅医療サービスを提供しております。サービスが完了した時点において、当社の履行義務が充足されると判断していることから、サービス完了時点において一時点で収益を認識しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「受取賃貸料」は1,326千円であります。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 61,311千円（繰延税金負債との相殺前の金額は、76,470千円であります。）

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

将来の事業計画及び経営環境等から予測される課税所得の見積りに基づいて、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると判断したものについて認識しております。

- ② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎としており、当該事業計画作成上の主要な仮定は、売上高成長率及び営業利益率であります。なお、将来の課税所得の見積りにあたっては、将来の事業計画に加え、過年度の業績計画の達成状況等を勘案して、作成しております。

- ③ 識別した項目に係る重要な会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額のコ額に影響を与える可能性があります。

### 4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 630,013千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 4,834千円  |
| 長期金銭債権 | 18,575千円 |
| 短期金銭債務 | 165千円    |

### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

営業取引による取引高

|            |         |
|------------|---------|
| 売上高        | 6,000千円 |
| 売上原価       | 9,555千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 2,800千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 222千円   |

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数  
該当事項はありません。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|           |           |
|-----------|-----------|
| 税務上の繰越欠損金 | 49,102千円  |
| 未払事業税     | 5,505千円   |
| 未払事業所税    | 2,130千円   |
| 貸倒引当金     | 405千円     |
| 未払費用      | 25千円      |
| 一括償却資産    | 2,522千円   |
| 減価償却超過額   | 6,038千円   |
| 投資有価証券評価損 | 7,611千円   |
| 差入保証金償却   | 8,678千円   |
| 資産除去債務    | 21,478千円  |
| 退職給付引当金   | 8,187千円   |
| その他       | 467千円     |
| 繰延税金資産小計  | 112,153千円 |
| 評価性引当額    | △35,683千円 |
| 繰延税金資産合計  | 76,470千円  |

### 繰延税金負債

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △15,145千円 |
| その他             | △13千円     |
| 繰延税金負債合計        | △15,158千円 |
| 繰延税金資産純額        | 61,311千円  |

## 8. 収益認識に関する注記

連結計算書類の（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

| 種類  | 会社等の名称       | 議決権等の所有（被所有）割合    | 関連当事者との関係                                 | 取引の内容        | 取引金額   | 科目 | 期末残高 |
|-----|--------------|-------------------|-------------------------------------------|--------------|--------|----|------|
| 子会社 | ショウタイム24株式会社 | 所有<br>直接57.1<br>% | 商品の購入<br>業務受託<br>事務所の賃貸<br>資金の貸付<br>役員の兼任 | 増資の引受<br>(注) | 44,000 | —  | —    |

(注) 子会社が行った増資を引き受けたものであります。なお、取得価格については、独立した第三者算定機関による株式価値の算定結果を基礎として決定しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 350円74銭

1株当たり当期純損失(△) △13円79銭

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

株式会社 J S H  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中村 裕輔  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤本 庸介  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 J S H の 2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 J S H 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

株式会社 J S H  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中村 裕輔  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤本 庸介  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 J S H の 2025年4月1日から2026年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

株式会社J S H 監査役会

|                       |         |   |
|-----------------------|---------|---|
| 常 勤 監 査 役 (社 外 監 査 役) | 北 野 幸 治 | ⓧ |
| 社 外 監 査 役             | 中 務 正 裕 | ⓧ |
| 社 外 監 査 役             | 小 田 切 豪 | ⓧ |

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場：東京都中央区日本橋三丁目6番2号

AP日本橋 会議室 ROOM C (日本橋フロント6階)



〔交通〕 電車のご利用案内

- 東京メトロ銀座線・東西線「日本橋駅」B1出口より徒歩2分
- JR「東京駅」より徒歩5分
- 都営浅草線「日本橋駅」より徒歩5分